

大阪府監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年10月14日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	中野	雅司
同	清水	涼子

1 委員意見に対する措置

(オリジナルグッズの管理及び売上原価の算定について)

監査対象機関名	財団法人大阪国際平和センター
監査実施年月日	平成21年11月17日
監査の結果	措置の状況
財団法人大阪国際平和センターでは、販売用の展示の手引き、ブックレット、Tシャツ等のオリジナルグッズ（グッズ等販売特別会計で管理）と同じ物品であるにもかかわらず、棚卸（残数確認）や資産計上を行っていないものが存在しているので、より適切な会計処理及びリスクを事前に防止するという内部統制の観点から販売用グッズに準じて取り扱うこととされたい。 また、グッズ等販売特別会計の正味財産増減計算書では、一般正味財産増減の部において、経常費用とすべきものの一部が経常外費用として計上されているので、今後、適切に売上原価を算定し、経常費用として計上されたい。	1 グッズ（一般会計区分）の管理について 一般会計で管理していたグッズについては、平成21年度末に残数確認を行うとともに、グッズ等販売特別会計の棚卸資産に計上しました。 2 売上原価の計上について 平成21年度決算から、売上原価は経常費用として適切に計上しました。

(リース契約の解除について)

監査対象機関名	公立大学法人大阪府立大学
---------	--------------

監査実施年月日	平成22年11月29日から同年12月2日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>平成21年度にリース契約を締結し使用していた資産を期中に契約を解除し、別途、当該資産を購入するという事象を3件確認した。これらは次年度の財源を確保するためとのことであるが、当該事象の結果、当初より購入の意思決定を行っていただければ支出する必要がなかった支払利息が合計508,242円支出されている。</p> <p>今後、リース契約により資産を取得する場合、将来に渡って支払が発生することや利息相当が発生することを十分考慮の上、契約時にリース契約とするか購入とするかを適切に検討されたい。</p>	<p>本件については、支払い利息が発生したことから、今後はこのようなことのないよう、リース契約とするか購入とするかの判断は、契約時に十分検討の上適切に行います。</p>

(金庫内簿外預金通帳の保管及び管理について)

監査対象機関名	公立大学法人大阪府立大学	
監査実施年月日	平成22年11月29日から同年12月2日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>教授会懇親会等の私費に関する簿外預金の通帳を大学の金庫内に保管しており、現金の引き出し等の事務を大学の職員が行っているものが見受けられる。場合によっては大学が盗難・紛失等のリスクを負うことも考えられるため、大学の金庫内に簿外預金通帳を保管することは避けるべきである。府における取組を参考に対応を検討されたい。</p>	<p>今回の意見を受け、府の取組も参考に検討した結果、平成23年4月から教授会懇親会等の私費については、各団体で保管、管理を徹底することとし、大学の金庫内には預金通帳は保管しておりません。</p> <p>今後とも、金庫内保管については、公私の区分を明確に判断した保管を徹底するよう努めます。</p>

(研究室所蔵図書の除却処理について)

監査対象機関名	公立大学法人大阪府立大学	
監査実施年月日	平成22年11月29日から同年12月2日まで	
	監査の結果	措置の状況

<p>公立大学法人大阪府立大学は当該研究室所蔵図書約23万冊を、管理上の理由から今後会計上の資産外とする有姿除却処理を実施する予定であり、教員に資産とする図書か否かを問い合わせ、除却予定図書を決定しようとしている。</p> <p>しかし、大学の重要資産である図書を、資産とするか否かの決定を教員に一任するのは客観性に問題があると考えられる。</p> <p>今後、除却する図書について、資産図書・物品図書・消耗品図書の具体的な判断基準を文書化し、各部局で一定の基準に基づき除却処理が行われているかを決裁者又は第三者が実質的に確認するよう検討されたい。</p>	<p>(仕分けの判断基準について)</p> <p>研究室所蔵図書については、資産図書・物品図書・消耗品図書の具体的な判断基準を文書化して、大阪府立大学学術情報センター図書館委員会で審議を行いました。</p>
--	---

(内部統制について)

監査対象機関名	財団法人大阪府地域福祉推進財団	
監査実施年月日	平成22年2月16日及び17日	
監査の結果	措置の状況	
<p>決算関連業務について調査したところ、預り金の管理が不適切なもの、費用の年度区分に誤りがあるもの、棚卸資産として計上すべきもの、決算財務諸表に計上すべきものがあった。</p> <p>これらは決算関連業務の基本となるものであり、今後、より適切な管理及び会計処理が実施できるよう、適正に処理された上で、組織内の内部統制が有効に機能する体制づくりを検討されたい。</p>	<p>(預り金の適切な管理について)</p> <p>預り金における過年度未精算分については、当該事実を平成22年6月28日開催の理事会において報告するとともに、当該事案の調査及び内容の精査に努め、平成22年度において、雑収入又は雑支出処理を行い、適切に措置しました。</p> <p>(費用の年度区分について)</p> <p>費用の年度区分については、当該事実を平成22年6月28日開催の理事会において報告するとともに、その適正な処理方法等について周知徹底を図りました。また、当該事案については、平成22年3月における支払に際して、翌期相当分を前払金として処理を行い、改善に努めました。</p> <p>(棚卸資産について)</p> <p>大型児童館ビッグバンにおける販売商品の資産計上については、法人の顧問税理士や会計担当監事等専門家から助言を受け、平成22年度</p>	

	<p>決算において適正に棚卸資産に計上できるよう、管理台帳ファイルを整備するとともに、月次その他定期的に在庫の確認、把握を実施する等措置しました。</p> <p>(決算財務諸表について)</p> <p>法人管理財産については、当該事実を平成22年6月28日開催の理事会において報告し、また、改めて、適正な取扱方法等について周知及び注意喚起を図るとともに、同様の事例がないことを確認しました。今後、法人管理財産については、精査を徹底し、そのすべてが財務諸表に反映されるよう、適正な処理に努めます。</p>
--	---

(事業計画について)

監査対象機関名	財団法人大阪府地域福祉推進財団	
監査実施年月日	平成23年1月11日から同年2月4日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>財団法人大阪府地域福祉推進財団（以下「法人」という。）は、平成23年度以降の自立化に向けた事業計画を策定する予定であるが、具体化されていない。大阪府立大型児童館ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）については、平成23年から5年間、指定管理者として管理運営する予定であるが、国際障害者交流センター（ビッグアイ）や大阪府谷町福祉センターの管理運営が他団体へ移管されること、大阪府社会福祉会館の使用料の負担が決定されているなど、事業環境としては厳しい状況にある。</p> <p>また、大阪府とのリスク分担に基づき、法人が負担することが見込まれるビッグバンの修繕費用についての試算もされていなかった。</p> <p>法人は以下の2点について留意し、ビッグバンの運営に取り組みたい。</p> <p>(1) 事業計画及び修繕計画の策定</p>	<p>(事業計画について)</p> <p>法人として平成23年3月29日に開催した理事会に諮り、中期経営計画(平成23年度～25年度)を策定しました。</p> <p>これに基づき、給料基本額の平均約27%減額及び職員定数の削減(府派遣を5名から0名、プロパー17名から11名)を行いました。</p>	

<p>法人の事業規模が縮小していく中、人件費やその他固定的な経費への対応を反映させた事業計画を早急に策定すべきである。また、指定管理期間に係る修繕コスト（設備更新コストを含む）について、その負担の考え方を明確にした上で、具体的に修繕計画を策定し、大阪府との協議を進めていく必要がある。</p> <p>(2) 収支改善につながる取組</p> <p>指定管理者募集要項によれば、ビッグバンは利用料金制が導入されており、収入額が計画額を上回った場合は、当該金額を大阪府と法人で折半するが、下回った場合は法人の負担となることが明示されている。</p> <p>従って、収入増及び支出削減の取り組みは、法人の運営上重要な事項であることから具体的に検討されたい。</p>	
--	--

(農地保有合理化事業について)

監査対象機関名	財団法人大阪府みどり公社	
監査実施年月日	平成15年10月28日から同月30日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>農地保有合理化事業は、農地の集積により安定的な農業経営体の育成等を図るため積極的に実施されてきたが、保有農地の売渡しが進まず、売却損や含み損が発生している。今後は、損失を拡大させないよう、購入者の募集方法に検討を加えるなど、早期処分を努められたい。</p>	<p>長期保有農地は、平成16年度に延納特約付きで契約した区画を平成19年度に契約解除したことにより生じたものが1区画ありました。</p> <p>当該区画は面積が大きく処分が困難なため、2筆に分割し、新たな買受先と交渉を進めることにより、平成22年度末に予約契約（平成23年2月契約、平成27年度中に売却予定）することができました。</p> <p>なお、すでに予約契約していた1区画を平成22年3月に契約解除したため、引き続き隣接の地権者や企業等に農地購入を働きかけ、早期に成約できるように取り組んでいます。</p>

(収支改善及び財務諸表について)

監査対象機関名	大阪府道路公社
---------	---------

監査実施年月日	平成17年10月31日から同年11月1日まで																								
監査の結果	措置の状況																								
<p>大阪府道路公社が所管する有料道路は、建設資金を通行料金収入により償還する計画となっているが、供用中路線のうち「鳥飼仁和寺大橋有料道路」についてみると、通行料金収入が計画を下回っており、料金徴収期間終了時の平成28年度においては多額の償還残が発生する見込みとなることから、速やかに経営改善計画を策定し収支改善に努められたい。</p> <p>また、財務諸表に通行料金収入等の計画対比を記載するとともに、経営改善計画、財務諸表等を府民や利用者に分かりやすい形で情報提供することを検討されたい。</p>	<p>(収支改善の取組について)</p> <p>平成19年3月の「大阪府道路公社の経営とその将来見通し」の策定以降、ガソリン価格の高騰などにより公社の経営を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、公社の経営状況を明らかにするため、上記将来見通しに、同年5月に供用を開始した箕面有料道路を含む「平成20年度決算版(案)」を平成22年3月に策定したところです。</p> <p>このような厳しい現状を認識するとともに、安全・安心・快適な道路を提供しながら、利用促進による収入の確保に努めるとともに、継続的なコスト見直しに取り組むことで、平成21年度決算では、維持管理費用を約2億2千万円縮減しました。</p> <p>※維持管理費縮減額実績 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>維持管理費</th> <th>対前年度縮減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>2,971</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>2,949</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,731</td> <td>218</td> </tr> </tbody> </table> <p>※維持管理費計画に対する縮減見込額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">維持管理費</th> <th rowspan="2">縮減見込額</th> </tr> <tr> <th>当初目標</th> <th>見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>3,095</td> <td>2,920</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table>				維持管理費	対前年度縮減額	平成19年度	2,971	—	平成20年度	2,949	22	平成21年度	2,731	218		維持管理費		縮減見込額	当初目標	見込額	平成22年度	3,095	2,920	175
	維持管理費	対前年度縮減額																							
平成19年度	2,971	—																							
平成20年度	2,949	22																							
平成21年度	2,731	218																							
	維持管理費		縮減見込額																						
	当初目標	見込額																							
平成22年度	3,095	2,920	175																						

(土地資産の減損処理について)

監査対象機関名	大阪府住宅供給公社		
監査実施年月日	平成21年11月5日から同年12月18日まで		
監査の結果	措置の状況		

<p>事業用土地の資産評価に当たって、適切な減損処理が行われていない土地があったので、今後、適切な減損処理を行われたい。</p>	<p>(土地資産の減損処理について) 平成21年度決算において、羽曳野市へ貸与する土地について、6億11百万円の減損処理を行いました。 また、それ以外の事業用土地についても、固定資産税評価額に基づく減損の判定を適正に行いましたが、その兆候は認められませんでした。 今後とも、適切な会計処理に努めます。</p>
--	---

(内部統制について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府住宅供給公社</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成21年11月5日から同年12月18日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>賃貸住宅の退去後の修繕において、入居者の決まっていない住宅を含む98戸の修繕を一斉に実施するとともに、1戸当たり平均100万円を超える高額な補修費を支払うなど、経費支出において適正なチェック機能が働いていない事例があったので、内部統制が有効に機能する体制づくりを検討されたい。</p>	<p>(内部統制について) 工事内容については標準基準(大阪府営住宅空家修繕基準取扱要領)を平成22年7月に作成し、統一した均質な内容となるよう周知徹底を図りました。 また、同年4月27日から退去跡修繕工事において、発注者と工事の完了を検査する検査員を別にするとともに、同年10月に本社から抽出検査を行いました。 今後とも、管理センター及び本社の内部統制が有効に機能するよう対応します。</p>	

(競争性の確保について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府住宅供給公社</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成21年11月5日から同年12月18日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	

<p>大阪府住宅供給公社では、府営住宅の畳・ふすま関係工事について、認定業者と指名競争入札落札業者とに発注しているが、そのうち9割超を認定業者への発注が占めている。しかし、当該工事は空家修繕であり、大部分を認定業者へ発注しなくてはならないとする合理的根拠に乏しく、競争性の担保・手続の透明性の観点からも一般競争入札を原則とする等経費の節減に努められたい。</p>	<p>(競争性の確保について)</p> <p>府営住宅の畳・ふすま関係工事において、平成22年度から一般競争入札を導入し、その修繕戸数を200戸から400戸に拡大しました。</p> <p>また、一般競争入札適用以外の物件の契約単価は、当該年度に実施した競争入札の平均落札単価（落札率85パーセント）と同額とする方法を採用し、落札単価と価格差が生じないように、経費の節減に努めました。</p> <p>なお、公社団地の畳・ふすま単価も府営住宅と同様に扱い、経費の節減に努めました。</p> <p>今後とも、経費の節減に努めます。</p>
---	--

2 指摘事項に対する措置
(決裁規程の遵守について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>公立大学法人大阪府立大学</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年11月29日から同年12月2日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>産学官連携機構、学術情報課、総務課の出納業務において、公立大学法人大阪府立大学会計機関事務決裁規程に沿って決裁権者による決裁が行われていないものがあつた。</p>	<p>今回の指摘を受け、職員に対して再発防止のため公立大学法人大阪府立大学会計規程等を遵守し、適正な会計事務を行うように改めて周知するとともに、公立大学法人大阪府立大学会計機関事務決裁規程に基づく決裁を受けるように改善しました。</p> <p>今後とも、関係規程に基づき、適正な事務執行に努めます。</p>

(退職給付引当金について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>公立大学法人大阪府立大学</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年11月29日から同年12月2日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>

<p>大阪府からの退職金財源措置額は、府職員の退職手当に関する条例の改正に伴い5%減額されているが、公立大学法人大阪府立大学（以下「府立大学」という。）は、府立大学の規程に基づく退職手当を支給しているため、大阪府からの退職金財源措置額との差額は府立大学が負担している。5%減額相当額については、退職給付引当金を計上しておらず、引当外退職給付引当金見積額の貸借対照表の注記及び行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額から控除されている。将来の財源措置見込額に関する考え方を整理して、首尾一貫した処理を行う必要がある。</p>	<p>大阪府からの退職手当財源措置額との差額5%相当額については、今後も財源措置が見込めないと判断し、会計監査人と相談の上、平成22年度決算より、減額退職手当相当額を引当金計上しました。今後とも、経済実態を適切に反映した適正な会計処理を行います。</p>
--	---

(引当外賞与について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>公立大学法人大阪府立大学</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年11月29日から同年12月2日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改正により、平成21年度より引当外賞与額を貸借対照表に注記すると同時に、引当外賞与増加見積額を行政サービス実施コスト計算書に「引当外賞与増加見積額」として計上する必要があるが、注記及び計上が行われていなかった。</p>	<p>平成22年度の財務諸表から、引当外賞与額を貸借対照表に注記するとともに、引当外賞与増加見積額を行政サービス実施コスト計算書に計上しました。 今後は「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」について随時改正がないか調査するとともに、総務省、公認会計士協会及び公立大学協会等からの情報に更なる細心の注意を払い、改正がある場合は適正に遵守します。</p>	

(契約手続について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>財団法人大阪府国際交流財団</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年1月17日から同年2月4日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	

委託料に関する契約手続について確認したところ、会計規程に準拠していない事案があった。	会計規程における取扱いについて、職員に周知徹底しました。今後とも、適正な経費の支出に努めます。
--	---

(団体定期会員会費収入の会計処理について)

監査対象機関名	財団法人大阪府文化振興財団（公益財団法人日本センチュリー交響楽団）	
監査実施年月日	平成23年1月25日及び26日	
	監査の結果	措置の状況
	団体定期会員会費収入について、翌年度にかかる公演の収入については発生主義に基づいて翌期に収益として計上すべきところ、前受金への振替を行っておらず、入金時に収益を計上していた。	団体定期会員会費収入については、平成22年度から発生主義に基づいた会計処理を行うこととし、期末において公演日の到来していない翌年度の公演にかかる団体定期会員会費収入は前受金に振り替え、公演開催時（翌年度）に収益を計上することとしました。 今後は、このようなことのないよう、適切な会計処理に努めます。

(経理処理について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
監査実施年月日	平成23年2月21日から同月23日まで	
	監査の結果	措置の状況
	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団の経理処理のうち、以下のような事案があった。 (1) 受取補助金の処理について、計上年度が不適切であった。 (2) 利用者からの受取家賃の処理について、現金収入時に計上されていた。 (3) 事務費支出及び事業費支出の区分について、内容を精査すべき項目があった。	(1) 平成20年度及び平成21年度の補助金の処理について、当該年度末において補助金の確定額を未収計上しておくべきところ、これを行わず、次年度に計上していました。また、確定した補助金と未収金として計上した額とに差額が生じ、この差額を年度をまたいで処理していました。 平成22年度以降の補助金の処理については、実績に応じて補助金の額を確定し、適切に経理処理を行います。 (2) ご指摘のとおり、平成22年3月末に利用者に請求した家賃は、平成22年4月に係る家賃であるため、平成22年度に収入計上すべきものでした。 今後は、グループホーム・ケアホームに係る費用及び収益については、会計処理の対象となる算定期間に留意し、適切に計上してまいります。

	<p>す。</p> <p>(3) 平成12年2月17日付け厚生省通知(社援第310号)「社会福祉法人会計基準の制定について」の別表1の勘定科目の説明に基づき、適切な処理を行っています。</p>
--	--

(利用者への返還金の取扱いについて)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
監査実施年月日	平成23年2月21日から同月23日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>施設利用者が従事した軽作業や日中活動によって得られた収入が適切に利用者へ返金あるいは還元されているかどうかを確認されていない事案があった。</p>	<p>(生活介護事業における軽作業の収入)</p> <p>新体系(自立支援法)の「きらら」、「おんど」の生活介護事業・就労移行支援事業では、実際の収益を毎月円単位まで按分して工賃として支払い、その残金を年度末に一時金として按分し、支払うこととしていますが、一時金となる総額が人数に比して少額であったため繰り越したものです。この繰り越額は、平成22年度の繰り越額と合わせて一時金に含めて支払うこととしています。また、今後は、繰り越すことなく全額利用者に配分します。</p> <p>(日中活動に係る収入)</p> <p>旧体系(知的障害者福祉法)の知的障害者更生施設くすのき寮・かしのき寮の日中活動において得られた収入のうち還元されていない額については、従前と同様に供用物品を購入することで全額還元します。</p> <p>新体系(自立支援法)に移行する平成23年度からは、円単位まで全額利用者に配分します。</p>

(内部統制について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
監査実施年月日	平成23年2月21日から同月23日まで	
	監査の結果	措置の状況

社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団の内部統制に関して、以下のような事案があった。

- (1) 物品の発注及び納品の確認については、一人の担当者が実施していた。
- (2) 備品等の購入時の際の比較見積書が保管されていなかった。
- (3) 授産施設において発行する領収書の管理状況について不備が見られた。

- (1) 今後、納品確認は、発注担当者と異なる者が行います。
- (2) 比較見積書は徴収しておりましたが、起案書への添付が漏れていました。
今後は、起案書へ添付すべき書類の確認を行い、適切に処理します。
- (3)
 - ア 領収書控のない売上が散見された
購入者より領収書不要と言われた時やバザーのように少額の売上げが多量にあった時には領収書を発行していませんでした。今後は、バザー等領収書の発行が困難な場合を除いては必ず領収書を発行することとし、発行しなかった場合は金銭出納簿にその旨記載した上で、売上の明細を添付した収入起案を添付します。
 - イ 領収書控が2枚紛失されていた
No.38までの領収書は、通常処理されていましたが、No.39の領収書を発行するに当たり、2度書き損じを生じ、領収書控え本体ともに破棄したため、2枚の領収書が不足する結果となりました。連番管理がなされておらず、50枚綴りが48枚綴りとなってしまいました。今後は連番管理を行い、書き損じた場合は、無効処理を行った上で、控え本体ともに保存し、確認できるようにします。
 - ウ 領収書の連番管理がされていない
今後は連番管理を行います。
 - エ 書き損じた領収書が控えしか残されていなかった
氏名を誤って記入したため、領収書本体を破棄してしまいました。今後、領収書を書き損じた時は、領収書と控えをともに使用できない状態にして保管します。
領収書に不備はありましたが、当日の売り上げ実績と在庫は確認しています。

(建設仮勘定について)

監査対象機関名

地方独立行政法人大阪府立病院機構

監査実施年月日	平成22年12月13日から平成23年1月21日まで	
	監査の結果	措置の状況
	精神医療センターの建設仮勘定について、本勘定に振り替えるべきものがあつた。	精神医療センターの建設仮勘定のうち、建設本体工事が完了しているにも関わらず、本勘定への振替処理が漏れているものがありました。この本勘定に振り替えるべき建設仮勘定については、本勘定に振り替える処理を行いました。

(通勤手当の認定事務について)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構	
監査実施年月日	平成22年12月13日から平成23年1月21日まで	
	監査の結果	措置の状況
	通勤手当について、支給の妥当性を確認したところ、支給要件を具備せず、過払いとなっているものがあつた。	通勤手当の支給要件の不備及び過払いについて職員に通勤の実情どおりの変更申請を行わせるとともに過払いとなっていた通勤手当を戻入しました。 今後はこのようなことがないように支給要件について十分確認を行い、適正な事務の執行に努めます。 また、通勤方法等の届出内容に変更があつた場合は、速やかに届け出るよう職員へ周知します。

(未収金について)

監査対象機関名	財団法人大阪府保健医療財団	
監査実施年月日	平成22年11月1日から同年12月17日まで	
	監査の結果	措置の状況
	中河内救命救急センターの診療報酬債権の会計処理について確認を行ったところ、発生主義に基づく診療報酬債権の計上が行われていなかった。	大阪府の担当課と協議し、平成23年度から発生主義に基づく診療報酬債権の計上を実施すること及び保留レセプトに関しても未収金として計上することとしました。 今後は、担当職員に公益法人会計基準の研修を実施するなどし、こ

	のようなことのないよう適正な事務処理に努めます。
--	--------------------------

(電話加入権について)

監査対象機関名	大阪府中小企業信用保証協会	
監査実施年月日	平成23年2月8日から同月10日まで	
	監査の結果	措置の状況
	大阪府中小企業信用保証協会(以下「協会」とする。)の固定資産に 24,499 千円の電話加入権(381 本)が計上されているが、そのうち約 260 本が不使用の状態であり、現状、売却価値もないことから、減損処理をすべきである。	電話加入権につきましては、使用の状態に関わらず、売却価値がないことから 24,499 千円全額について、平成22年度に減損処理を行いました。

(利用料収入の状況報告について)

監査対象機関名	財団法人大阪府公園協会	
監査実施年月日	平成23年1月20日及び21日	
	監査の結果	措置の状況
	利用料収受状況について、都市公園管理業務基本協定書では毎月の報告が必要とされているが、府営公園管理要領では特段の記述がないため、報告がなされていない状態であった。指定管理者は利用料収受に関する毎月の資料を提出する必要がある。 (なお、当該事項については、大阪府都市整備部公園課に対する指摘事項とする。)	大阪府から平成23年4月1日付けで改正された府営公園管理要領の通知があり、利用料収受状況について、都市公園管理業務基本協定書と同様に、毎月の報告が必要となりました。 この改正により、平成23年4月報告分より、毎月報告を行います。

(利用料収入の状況報告について)

監査対象機関名	財団法人大阪府公園協会	措置した機関；都市整備部（公園課）
監査実施年月日	平成23年1月20日及び21日	
	監査の結果	措置の状況

<p>利用料収受状況について、都市公園管理業務基本協定書では毎月の報告が必要とされているが、府営公園管理要領では特段の記述がないため、報告がなされていない状態であった。指定管理者は利用料収受に関する毎月の資料を提出する必要がある。</p>	<p>(利用料収受状況の報告について) 都市公園管理業務基本協定書と府営公園管理要領での報告書の提出内容の記載が違ったため、府営公園管理要領を平成23年4月1日付けで、利用料金報告について、「毎月1日から月末までの利用料金について、翌月15日までに、利用料金集計表にて土木事務所へ提出しなければならない。」と改正を行い、指定管理者あて通知しました。</p>
---	--

3 指示事項に対する措置
(会議費伺について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>関西国際空港用地造成株式会社</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年11月24日及び25日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>会議費（交際費含む）の支出手順について検討した結果、経費執行の際に作成される「会議費伺」の記載からは、社外の参加者が人数のみであったり、会議の具体的内容が確認できないなど、支出要件を満たしているかどうかを事後的に確認することができなかった。会議費の支出の妥当性について、説明責任を果たす観点からは、会議費伺に社外者の役職氏名の記載と会議の内容が把握できるような記載の追加を検討すべきと考える。 なお、平成21年度の会議費の総額は5,426千円（90件）である。</p>	<p>説明責任を果たすべく、平成23年2月15日付で「会議費取扱基準」を改正するとともに、会議費の支出は、社会通念上許される範囲内において必要最小限の執行に努めるよう周知徹底を図りました。</p>	

(債権の管理について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>株式会社大阪エクセレント・アイ・ディ・シー</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年2月15日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	

<p>株式会社大阪エクセレント・アイ・ディ・シーの利用料金の管理状況を確認したところ、以下のように改善すべき事項があった。</p> <p>(1) 契約開始時に適切な信用調査が行われずに、監査時点で162万円の利用料金の回収が滞っている事案があった。今後、実情に応じた審査体制について検討されたい。</p> <p>(2) 長期の滞納事案における利用承認の取消手続について、利用者の公平性の観点から、利用料金管理手順書に記載の手順で実施し、契約者の状況に応じて適時に対応されたい。</p>	<p>(1) 審査体制について 今後、事業継承時の信用調査については、引継ぎ先の企業情報をより深く聴取し、社内の経営会議で十分に検討した上で、利用承認の可否について判断するように関係職員に周知徹底しました。</p> <p>(2) 長期滞納事案における利用承認取消し手続について 今後、長期の滞納事案が発生した場合は、契約者の状況に応じて、利用料金管理手順書に記載の手順を徹底し、早期の段階で料金督促の強化を図ります。 尚、当該事案については、その後、回収努力の結果、85万円を回収しました。</p>
---	--

(仕組債について)

監査対象機関名	財団法人大阪府国際交流財団	
監査実施年月日	平成23年1月17日から同年2月4日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>基本財産40億円に含まれる仕組債は14億円（取得価額17億円）であるが、それに係る含み損は2億9千万円となっている。仕組債の元本等は、国外の発行体の信用リスクにも晒されており、発行体の信用リスクが低下した場合は、元本等が毀損するリスクが増加する。また、償還期間が最長30年の債券の運用で、利率0%である銘柄もあり、常識的な運用益を得ていると考えることは難しい。</p> <p>したがって、法人の資産運用基準第2条（基本方針）に該当するものかの判断基準や管理方法を検討し、「仕組債の運用枠を基本財産の2分の1以内とする」との資産運用基準の見直しが必要である。さらに、基本財産に関する運用時の慎重な判断のため、金融商品を取得する際は、理事会に諮った上で、理事長の決裁を要する規程の整備の検討が必要である。</p>	<p>(債券購入後のリスク管理について) 債券購入後の発行体のリスク管理については、平成23年3月30日の理事会において、「財団法人大阪府国際交流財団資産運用基準」を改正し、基準が定めるいずれの格付機関による格付けもBBB格未満となった場合には、理事会の承認を得た上で必要に応じて売却等必要な措置を講じることとしたほか、保有を継続する場合には、格付等の情報を定期的に報告することとしました。</p>	

(自動販売機の設置について)

監査対象機関名	財団法人大阪府国際交流財団	
監査実施年月日	平成23年1月17日から同年2月4日まで	
	監査の結果	措置の状況
	自動販売機の設置については、無償となっているが、業者との契約については、販売に応じた手数料、設置場所に係る使用料や電気代等の経費相当額の徴収等を検討すべきである。	平成23年8月31日が自動販売機設置に係る協定の更新日となっていたことから、業者と調整したところ、売上実績が低いことから設置の継続には至りませんでした。 このことから、平成23年8月後半に自動販売機設置業者の公募を行ったところ、応募業者がなく、近くにはコンビニエンスストアもあることから、自動販売機は契約満了をもって撤去しました。

(備品の管理について)

監査対象機関名	財団法人大阪府地域福祉推進財団	
監査実施年月日	平成23年1月11日から同年2月4日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>法人の備品管理について、以下のような改善すべき事案があったため、改善されたい。</p> <p>(1) 指定管理対象施設で使用していた法人所有の備品について、指定が解除された後も、当該施設に保管されたままとなっていた。これらの備品について、今後の取扱を検討し、具体的な処理計画を策定し、その実行が望まれる。</p> <p>(2) 大阪府社会福祉会館で使用していた備品等のうち、有料貸出物品については台帳が作成されていなかった。さらに、備品等の定期的な棚卸しが実施されていなかった。これらについて、台帳の整備及び定期的な現物確認を行い、適切な資産管理をすべきである。</p>	<p>(法人の備品管理について)</p> <p>当該備品の今後の取扱いについて、法人内で活用するものを選択し、その他は平成23年3月末に大阪府や他団体に寄附しました。今後、不要となった残りの備品は、可能なものは売却も考慮しつつ、適宜廃棄します。</p> <p>(大阪府社会福祉会館の備品について)</p> <p>大阪府社会福祉会館での貸会議室業務に関連する物品については、場所コード(使用場所及び保管場所)と物品コードによる整理を施し、台帳を作成しました。</p> <p>併せて、年1回現物確認の作業を実施することとし、適切な資産管理に努めます。</p>

(固定資産管理について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
監査実施年月日	平成23年2月21日から同月23日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団の固定資産に関して、以下のような事案があったため、改善されたい。</p> <p>(1) 不用決定に関する処理が適時にされていなかった。</p> <p>(2) 現物管理が不適切であった。</p>	<p>(1) 固定資産の不用決定について、今後は、適切かつ適時に処理します。</p> <p>(2)</p> <p>ア しいのき寮 固定資産登録については、各施設で購入した際に、物品登録伝票とその物品の請求書等、支払内容が分かるものを添付して経理に提出し、その書類をもとに物品の登録を行っています。 登録ナンバーの明示漏れがありましたが、今後は当該物品について登録ナンバーが分かるよう明示し、適切に管理します。 今後は担当者を決め、定期的に現物確認を実施します。</p> <p>イ 支援センターきらら 今後は経理規程第55条に沿って適切に処理します。</p> <p>ウ 固定資産管理については、具体的な管理方法や実査方法等について手順書を作成し、適切な現物管理及び定期的な現物実査が行えるようにします。</p>

(在庫の管理について)

監査対象機関名	財団法人大阪府保健医療財団	
監査実施年月日	平成22年11月1日から同年12月17日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>中河内救命救急センターでは、期限切れによる在庫の廃棄が平成22年3月期で8,608千円（在庫高の14.7%）であった。長期在庫については、期限切れによる在庫になる可能性があり、現況把握が不可欠であるため、長期在庫リストによる管理を継続的に行い、効率的な在庫管理を行うべきである。</p>	<p>本件については、救命診療への影響も考慮した上で、薬剤・材料選定委員会で、4半期ごとに長期在庫リストを活用し、在庫の現況把握を徹底することにより、効率的な在庫管理を行うこととしました。</p>

(固定資産の管理 (処分) について)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構
監査実施年月日	平成22年12月13日から平成23年1月21日まで
監査の結果	措置の状況
固定資産の処分の管理について、改善すべき事項があったので、今後の管理状況の改善に努められたい。	(固定資産処分時の手続きについて) 成人病センターにおいて、固定資産の除却処分にかかる書類等が確認できず、除却漏れが起こる、又は現に起きていると考えられる状態でありましたので、固定資産の除却時の手続を明確化し、その手続に基づいて運用するよう周知しました。 (除却資産の除却証明書について) 精神医療センターにおいて、除却処理した日付を書類上確認できるものが無く、固定資産台帳の登録日付が客観的に把握できない状況でありましたので、固定資産台帳の除却日が明確に確認できる根拠証憑を添付して伝票保存を行うよう周知しました。 (固定資産処分届けの保管状況について) 母子センターにおいて、各病棟から施設保全グループへ提出される備品等の処分届けは、現物に添付し、一緒に破棄されていたため、原本が保存されていない状況でありましたので、原本を除却時の根拠証憑として保存するよう周知しました。

(保険請求事務について)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構
監査実施年月日	平成22年12月13日から平成23年1月21日まで
監査の結果	措置の状況
診療債権の保険請求事務について、保険請求額と入金額の差額である入金差額が生じ、入金時において、その内容である請求の返戻や審査減により減額となる金額を算定する必要があるが、一部の病院では把握していなかった。請求行為の正確性を	入金差額の内容について、把握していなかった病院においても、平成23年1月入金分(平成22年11月請求分)から、その内容である請求の返戻や審査減により請求額から減額となる金額を算定することにより把握するため、チェックシートを作成し、請求行為の正確性について

事後的に検証できるようにするため、入金差額の内容を継続的に把握するよう努められたい。	て検証を行うよう改善しました。
--	-----------------

(債務者管理上の不備について)

監査対象機関名	大阪府中小企業信用保証協会
監査実施年月日	平成23年2月8日から同月10日まで
監査の結果	措置の状況
<p>代位弁済した債務者との弁済誓約書では、再交渉予定の日程及び返済額（月18千円）を決定していたが、当該再交渉が実施されておらず、また返済額についても債務者からの一方的な減額（月15千円）による支払が行われたが、その行為に対して債務者と再交渉を実施していなかったため、適切な対応を図られたい。</p>	<p>当該案件については、平成23年3月17日に債務者と面談し、現状の把握と返済金額の増額交渉を行いました。面談時に、債務者の収入が乏しく、返済能力的に現状の返済額が上限であることが判明したため、月額15千円の返済を認めることとし、半年後に増額再交渉を行う旨を約束しました。</p> <p>回収部門の担当者に対しては、従前より再交渉約束日の管理や債務者の状況把握、増額交渉等について徹底しておりますが、平成23年3月31日に再度、注意喚起を行いました。</p>

(商品券について)

監査対象機関名	大阪府中小企業信用保証協会
監査実施年月日	平成23年2月8日から同月10日まで
監査の結果	措置の状況
<p>平成22年度から実施されるアニバーサリー休暇制度の奨励品として支給する商品券について、平成21年度で購入し、平成21年度に厚生費として処理していたが、平成21年度の購入時点では、資産計上し、平成22年度で厚生費として計上すべきであったため、今後は適切に処理されたい。</p> <p>また、商品券の管理が不十分であったため、現物確認の際、照合の証跡を残したうえで、上長が確認を行う体制を構築されたい。</p>	<p>当該商品券の購入時に資産計上し、支給月の翌月までに厚生費に計上します。</p> <p>商品券の管理につきましては、払出の都度、数量確認の照合と、上長による確認の証跡を残すよう管理台帳を作成しました。</p>

(領収証書の管理について)

監査対象機関名	大阪府住宅供給公社
監査実施年月日	平成22年11月29日から平成23年1月14日まで
監査の結果	措置の状況
<p>管理センターにおける領収証書の管理状況について確認したところ、未使用分の領収証書に関する管理様式は定められておらず、各センターに一任されていた。</p> <p>領収証書は不正利用等のリスクがあるため、厳重な管理が要求されることから、管理センターにおけるすべての領収証書の受け払いの状況が確認できる様式を追加し、その管理状況を収納管理課においても確認できるようにされたい。</p>	<p>(領収証書の受け払いについて)</p> <p>未使用分の領収証書については、従来から不正利用等を防ぐため、「府営住宅家賃の収納事務取扱要領」に基づき領収証書の印影部分にせん孔を実施し、当該印影が定かでなくなるよう処理しており、不正利用等のリスク回避を行っておりますが、新たに領収証書の受け払いの状況が確認できる管理報告書の様式を定め、全ての管理センターにおいて作成のうえ、収納管理課長あて提出するよう指示するとともに、その記録についても適切に管理するよう周知徹底を図りました。</p> <p>今後とも領収証書の適正な管理に努めます。</p>

(修繕工事に係る内部統制について)

監査対象機関名	大阪府住宅供給公社
監査実施年月日	平成22年11月29日から平成23年1月14日まで
監査の結果	措置の状況
<p>修繕工事に係る内部統制を確認したところ、以下の事項があったため、それぞれ適切な措置を講じられたい。</p> <p>(1) 修繕工事の契約について検討した結果、発注者と検査員が同一のものがあった。</p> <p>(2) 空家修繕工事に係る見積りについて、発注同時点での工事業者からの見積書入手が徹底されていなかった。また、修繕発注同に見積金額が記載されていなかった。</p>	<p>(1) 空家修繕工事の検査につきましては、大阪府住宅供給公社工事検査要領に基づき、発注者と検査員を区分するよう平成23年3月に改めて周知徹底しました。</p> <p>また、一般修繕工事等小規模工事の検査につきましても、小規模修繕工事等検査事務取扱要領に基づき、検査又は、検収（施工前、施工中及び完了後の写真に基づくもの）を適切に実施するよう周知徹底しました。</p> <p>今後、このようなことがないよう適切な検査等事務に努めます。</p> <p>(2) 当該住戸は、平成22年3月31日以前に退去された住戸のため見積</p>

	<p>書を入手しておりませんが、同年4月1日以降に退去された住戸から発注手続を改め、見積書を入手しております。</p> <p>また、見積金額は所内のパソコンにデータを入力し、電子的な手続で確認の後、決裁を済ませていましたので紙ベースの発注伺いに見積金額を記載していない案件がありました。</p> <p>このため、大阪府営住宅空家修繕業務マニュアルのとおり発注伺いに見積金額を記載するよう平成23年1月14日に周知しましたが、事務の簡素化とコスト削減を図るため、平成23年度からは空家住戸のタイプごとに予め工事価格を決定した上で発注する戸当り契約方式に改めましたので、見積書の入手は不要となりました。</p> <p>今後、戸当り契約方式により、適切な発注業務に努めます。</p>
--	--

(債務保証引当金の計上について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大阪府住宅供給公社</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年11月29日から平成23年1月14日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>大阪府住宅供給公社(以下「公社」という。)における借上型特定優良賃貸住宅の管理期間は20年間となっているが、オーナーの建設資金の借入期間は30年もしくは35年となっており、管理期間終了後も公社が連帯債務を負うことになっている賃貸住宅がなお残存している。そのため、公社は金融機関への借り換えをオーナーに促し、上記のような連帯債務を伴う契約を減らしていくように努めている。</p> <p>公社では、現在に至るまで債務を負うことはなかったため、債務保証引当金の計上の必要がなかったが、当該住宅の管理期間が終了に近づいているため、今後、引当金の計上方針について具体的に検討されたい。</p>	<p>(債務保証損失引当金について)</p> <p>債務保証損失引当金は、地方住宅供給公社会計基準(社団法人全国住宅供給公社等連合会制定)第26に、「発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合」に引き当てると定められていることから、平成23年5月からオーナーの業績が悪化して債務超過に陥り経常収支が不均衡になった時点など、ある程度外形的に明確な状況が現れた時点で、適正に引当金の計上を行うこととしました。</p> <p>今後はこの方針に基づき、適正に引当金の計上を行うよう努めます。</p>

(家賃・駐車場使用料に係る債権管理体制について)

監査対象機関名	大阪府住宅供給公社
監査実施年月日	平成22年11月29日から平成23年1月14日まで
監査の結果	措置の状況
<p>府営駐車場使用料の債権管理体制については、過去の経緯から、大阪府住宅供給公社及び大阪府のそれぞれにおいて十分に管理できていない面があり、収納率をより改善し債権管理を適切かつ効果的に行うという観点から、大阪府と一体的に検討し整理されたい。</p> <p>また、大阪府住宅供給公社における債権管理方法について、組織的に実施できるよう、正式な債権管理規程等を整備するとともに、滞納債権の回収促進や発生防止策について検討する場を設けられたい。</p>	<p>(公社の債権管理方法について)</p> <p>公社の債権管理方法については「大阪府住宅供給公社賃貸住宅家賃等の滞納整理事務取扱基準」を新たに策定し、これに基づき事務を執行しています。</p> <p>(府営駐車場使用料の債権管理体制について)</p> <p>同一の入居者が府営住宅の家賃と駐車場料金を滞納している場合の債権督促に関しましては、平成23年3月から、大阪府と公社の役割分担の見直しを含め、効率のよい督促方法を見出すため、府と協議しています。</p>